

200935058A

厚生労働科学研究費補助金
こころの健康科学研究事業

医療観察法の運用面の改善等に関する研究

平成 21 年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 小 山 司

平成 22 (2010) 年 3 月

目 次

I. 総括研究報告

医療観察法の運用面の改善等に関する研究.....	1
小山 司 北海道大学大学院医学研究科精神医学分野	

II. 分担研究報告

1. 司法精神医療に携わる医師の育成と確保に関する研究.....	13
伊豫 雅臣 千葉大学大学院医学研究院精神医学	
(資料)『司法精神医学』についてのアンケート	
2. 司法精神医療における行政機関の役割に関する研究.....	27
角野 文彦 滋賀県健康福祉部健康推進課	
研究協力事業	
保健所における医療観察制度運用マニュアル等の調査研究.....	35
角野 文彦 滋賀県健康福祉部健康推進課	
東海林 文夫 東京都中央区保健所	
(資料)「医療観察法の運用に際してのマニュアル、要領等」調査票	
3. 医療観察法制度全般に対する医学的視点からの評価研究.....	41
松原 三郎 医療法人松原愛育会 松原病院	
(資料) 1～4	
4. 精神保健判定医に必要な知識等の習得方法に関する研究.....	61
八木 深 独立行政法人国立病院機構 東尾張病院	
(資料) 1～7	
5. 医療観察法制度全般に対する法学的視点からの評価研究.....	101
山本 輝之 明治学院大学法学部	
6. 司法精神医療に携わる精神保健参与員の育成と確保に関する研究.....	113
三澤 孝夫 国立精神・神経センター	
(資料) 1～4	
III. 研究成果の刊行に関する一覧表	145
IV. 研究成果の刊行物・別刷	149

総括研究報告

医療観察法の運用面の
改善等に関する研究

小山 司

北海道大学大学院医学研究科精神医学分野

平成 21 年度厚生労働科学研究費補助金（こころの健康科学研究事業）
総括研究報告書

医療観察法の運用面の改善等に関する研究

主任研究者 小山 司 北海道大学大学院医学研究科神経機能学講座精神医学分野

研究要旨：本研究の目的は医療観察法の運用面における種々の課題について司法精神医学的観点を踏まえつつ研究するとともに解決方策の提示を行い、医療観察法の運用改善に資するものである。医療観察法施行後、4年以上が経過し、運用面での問題点あるいは改善点が徐々に明らかとなってきている現在、その適正な運用のための方策を継続的に研究する必要性は極めて高いものと考えられる。医療観察法はわが国独自のシステムでもあり、その土台となる基盤整備を、わが国の実情に照らして早急かつ精密に行う必要がある。

本年度は、現在の医療観察法の運用面での課題及び問題点の抽出と把握のために、研究会の開催や各種アンケート調査等の実施を通じて各自分担研究を行い、それぞれ以下に記すような内容の取り組み及び結果を得た。①司法精神医療に携わる医師の育成と確保に関する研究（伊豫）：一般精神科医師の司法精神医学を学ぶことの効能と必要性を明らかにする。②司法精神医療における行政機関の役割に関する研究（角野）：社会復帰を促進する要因として「ネットワーク」「医療」分野が重要であること、また、保健所における医療観察制度運用マニュアル等の調査研究においては、保健所の医療観察制度の運用におけるマニュアル等の活用実態に関する調査を行った。③医療観察法制度全般に対する医学的視点からの評価研究（松原）：法改正に向けて、改正が必要な項目の集約等、④精神保健判定医に必要な知識等の習得方法に関する研究（八木）：事例研究会を全国6か所で実施、仮想判定事例のひな形の作成、⑤医療観察法制度全般に対する法学的視点からの評価研究（山本）：フランスの法制度及び精神医療体制につき文献調査及び訪問調査、⑥司法精神医療に携わる精神保健参与員の育成と確保に関する研究（三澤）：精神保健参与員の業務実態の調査及びその養成課程や研修方法等の検討。

医療観察法の法改正が議論される中、その運用面に関する実態把握および改善点の整理・集約は非常に重要な課題となっている。特に司法精神医学業務に関する精神科医及び精神保健判定医の育成や精神保健参与員の育成と確保は大きな課題である。医療観察法制度下の司法精神医学業務への関与を容易にする具体的な制度・システムについて検討することが必要である。また、医療観察法における通院医療の問題点についても集約し、全般的な視点からの評価研究を行う。さらに各行政機関の具体的役割を考察し、研修・啓発方法を検討するとともに医療観察法と精神保健福祉法との有機的運用方法を明確にする必要があると考えられる。さらに法改正という観点から、諸外国の司法精神医療を法的・医学的観点から分析・考察することも重要であると考えられる。

こうした医療観察法の適切な運用と、それを取り巻く環境整備は、間接的にわが国の精神医療全体の底上げに大いに資することが期待される。

分担研究者

伊豫雅臣（千葉大学大学院医学研究院精神医学教授）
角野文彦（滋賀県東近江保健所長）
松原三郎（松原病院院長）
八木 深（独立行政法人国立病院機構東尾張病院副院長）
山本輝之（名古屋大学大学院法学科教授）
三澤孝夫（国立精神神経センター）

研究協力者

北川信樹、三井信幸（北海道大学大学院医学研究科神経機能学講座精神医学分野）

A. 研究目的

心神喪失者等医療観察法（以下、医療観察法）の施行に伴い、わが国では司法と法務行政と医療との連携に基づく新たな精神医療の体制が構築されることとなった。ここで行われるのは一般の精神医療に加え、他害行為の再発の防止という中間目標、対象者の社会復帰という最終目標に向け、高度に専門化された、「司法精神医療」である。しかしながら、本制度を適正に運用していくためには、司法精神医療の質の向上のみならず、その土台となる基盤整備が欠かせない。特に本法の執行においてはその審理過程から実際の医療に至るまで、多くの関係機関と職種が連携しており、それぞれの状況把握と問題点を整理した上で、基盤整備を行う必要がある。そのため、制度運用の全般的実態のみならず、対象者の審判に携わる精神保健審判員となる判定医にとって必要な知識と技術の検証、地域処遇における強制的な通院制度の問題や医療内容、対象者の医療を確保するための行政施設を

はじめとした関係機関の役割、法的問題の検証など様々な側面から検討を行う必要がある。

本研究においては、医療観察法の運用面における種々の課題について司法精神医学的観点を踏まえつつ研究するとともに解決方策の提示を行い、医療観察法の運用改善に資するものである。医療観察法施行後、4年以上が経過し、運用面での問題点あるいは改善点が徐々に明らかとなってきている現在、その適正な運用のための方策を継続的に研究する必要性は極めて高いものと考えられる。

これまで、アンケート調査や研究会等の開催により状況把握と問題点の抽出に努めてきた中で、人材育成と確保に関する課題、制度運用の地域間格差の存在、司法精神医療を取り巻く関係諸機関への啓発啓蒙の必要性、指定通院医療機関の機能の不十分さなどの問題点が挙げられた。そのため、これらの問題点の調査分析をさらに深め、具体的な改善策の実行や提言を目指した。

B. 研究方法

本研究を以下の6項目に分け、各々を分担研究者に割り当てた。各分担研究は相互に関連性のある内容でもあり、各分担研究者同士が密に経過等の情報交換を行いながら進めた。

- 1) 司法精神医療に携わる医師の育成と確保に関する研究（分担研究者：伊豫雅臣）
今年度は、①一般精神科医師に対する聞き取り調査、②一般精神科医等に対するアンケート調査、③司法精神医学教育に関するWEB カンファレンス、の3種類の方法を用いて研究を進めた。

一般精神科医師に対する聞き取り調査の

対象は、精神科医療に積極的に従事し、司法精神医療に関する機会も多いと思われる医療機関を5~6箇所選定し、中核的な役割の精神科医師とした。調査は対面により行い、あらかじめ規定した聞き取り項目を用いた構造化面接と、フリーディスカッションにより行った。

また、一般精神科医等に対するアンケート調査では、先行研究で用いたアンケート内容を踏襲し、司法精神医学が精神医療従事者に対してどの程度啓発されたのかを明らかにすることとした。

最後に、司法精神医学教育に関するWEBカンファレンスにおいては、千葉大学社会精神保健教育研究センター及び北海道大学を中心に複数の大学病院及び精神科病院等との調整を行い、インターネット回線を用いたWEBカンファレンスを選択した。

2) 司法精神医療における行政機関の役割に関する研究(分担研究者:角野文彦)
司法精神医療の適正な実施に関して、保健所が担うべき役割について考察し、実際の運用に役立てるため、以下の研究を行った。
①平成20年度に実施した「司法精神医療における行政機関の役割に関するアンケート調査」において、“処遇の経過が概ね良好な事例”について社会復帰を促進する要因をキーワードで抜き出し、それらを元にカテゴリーを策定し、その特徴をまとめた②保健所における医療観察制度運用マニュアル等の調査研究においては、保健所でどのような地域処遇マニュアル等を活用されているかを明らかにするため、既にマニュアルを作成している44か所の保健所等に対して郵送によるアンケート調査をおこなった。

3) 医療観察法制度全般に対する医学的視点からの評価研究(分担研究者:松原三郎)

①医療観察法改正に向けての意見交換会を開催した。平成21年9月17日、第一ホテル東京にて行われ、町野朔先生(上智大学)、山上皓先生(初石病院)をコメントーターとして迎え、関東地区の医療観察法関連病院の医師、厚生労働省、法務省の方々が参加し、合計23名で意見交換が行われた。

②平成21年10月11日(東京)に開催された国際シンポジウム「触法精神障害者の医療と法制度ー日本・アメリカ・カナダー」にて、シンポジストとして「医療観察法改正に向けてー地域ケア体制の充実ー」を発表した。さらに会の参加者を対象に、法改正についての意見を問うアンケート調査を行った。

③平成21年11月1~6日、フランスにて司法精神医療に関する視察を行った。

4) 精神保健判定医に必要な知識等の習得方法に関する研究(分担研究者:八木深)

厚生労働省と共同し事例研究会を全国6か所で実施し、班として模擬事例を提出した。仮想判定事例を作成しケースブックを作成するための準備として、倫理委員会の承認を得て、ひな型となる事例を作成した。また、第4回精神保健判定医等事例検討シンポジウムを「裁判員裁判における新しい精神鑑定のあり方」をテーマとして開催し、アンケート調査を実施し、シンポジウムの有用度・理解度、ワークショップの有用度・理解度を調査した。

5) 医療観察法制度全般に対する法学的視点からの評価研究(分担研究者:山本輝之)

フランス精神保健法の改正の内容について文献調査・訪問調査を行い、それに基づいて分析・考察を行った。

訪問調査は2009年11月1日から8日にかけて行った。Bretagne地方Plouguernevelの処遇困難者病棟(unité

pour les malades difficiles; UMD)、Caen 刑務所等を訪問し、スタッフとのインタビューを行うとともに、施設を見学した。

6) 司法精神医療に携わる精神保健参与員の育成と確保に関する研究（分担研究者：三澤孝夫）

医療観察法審判の実態を明らかにするため、医療観察法の審判方法や精神保健参与員を中心とする審判関係者の関わり等について、各地域の審判関係者(裁判官、精神保健審判員、精神保健参与員、社会復帰調整官、鑑定医、付添人等)に聞き取り調査を行い、全国的な審判等の状況を明らかにしていく。特に医療観察法審判の中で、重要視されてきているカンファレンス(審判期日前・後協議)や審判期日の施行状況などについて、聞き取り調査を行い、調査項目とその発言背景等も含めた詳細な実態を明らかにしていく。

(倫理面への配慮)

- 研究を行うにあたり医療観察法の対象者の個人情報を収集する必要がある場合は、下記の要件を満たすようにするものとした。
- 1) 対象者に直接接触するのは守秘義務を有する者に限ること。
 - 2) 本研究によって対象者の処遇に影響を与えるような介入を行わない。
 - 3) 収集した個人情報は分担研究者の責任において外部からアクセス不可能な場所で管理する。
 - 4) 研究成果の公表においては個人が特定されないよう必要な統計的処理を行う。
 - 5) 分担研究者の所属する機関において倫理委員会の審査を受ける。
 - 6) 国際比較や研究デザインの構築のような基礎的研究において個人情報を扱う場合、同様に前述の要件を満たすこと。
- また、主任研究者の所属施設の倫理委

員会において、本研究計画全体の科学的妥当性ならびに倫理的妥当性について審査を受け、承認を得た。

C. 研究結果

1) 司法精神医療に携わる医師の育成と確保に関する研究

平成 21 年 1 月末現在、所属や経験の異なる 4 名の精神科医師に対して構造化面接を実施し、その結果から定性的に推論づけられる内容として、精神科臨床に携わる者は多かれ少なかれ司法精神医療に関する問題に関与する機会があること、全精神科医師の概ね 5~10% は司法精神医学を専門領域として研鑽することが望ましいこと、司法精神医学は一般精神医学の延長線上にあり、概念的に完全に乖離しているわけではないこと、精神保健福祉法、医療観察法及び関連法規とその運用実態を知り、患者その他の関係者にその内容を説明できることは、すべての精神医療従事者にとって必須であること、チーム医療のあり方、関係機関との連携のあり方について学ぶには、司法精神医療が良いモデルとなりうることが明らかとなった。

また、一般精神科医に対するアンケート調査に関しては、平成 22 年 1 月中旬に発送され、平成 21 年度中に集計及び解析を終え、平成 18 年度の先行研究における調査結果との比較検討を行う予定となっている。さらに WEB カンファレンスも平成 22 年 3 月に予定されている。

2) 司法精神医療における行政機関の役割に関する研究

- ①成功事例として報告のあったのは 190 事例であり、抽出されたキーワードは 359 であった。そのうち関係機関の有機的な連携を示すカテゴリー「D ネットワーク」で 102 (28.4%) 抽出され、最も多かった。次いで、

継続した適正な医療の確保を示す「A 医療」が 87 (24.2%)、「F 家族への支援」が 56 (15.5%)、「G デイケア・社会資源」が 46 (12.8%) であった。

②全国 44 保健所のうち 36 か所（回収率 81.8%）から回答を得た。32 自治体の保健所の主なマニュアルとしては、保護観察所、県、関係機関等が共同で作成した運営要領が 25 自治体、ガイドライン等が 5 自治体、法務省作成の地域処遇ハンドブックと保健所フローチャートが各々 1 自治体であった。

3) 医療観察法制度全般に対する医学的視点からの評価研究

法改正が必要な点については、17 項目が挙げられたが、早急に改正が必要な項目としては 8 項目に集約された。(1) 鑑定入院に関する規定が必要、(2) 鑑定入院医療機関の機能の向上、(3) 檢察官の申し立てが速やかにおこなわれること、(4) 通院処遇中の精神保健福祉法入院は国費で賄われること、(5) 精神保健観察・地域処遇の枠組みの強化、(6) 指定通院医療機関の機能の強化、(7) 政府による施行状況を把握する義務、(8) 特定医療施設に関する省令の廃止、などである。

東京では国際シンポジウム「触法精神障害者の医療と法制度－日本・アメリカ・カナダ－」が開催され、医療観察法の有効性と問題点について検討された。

国際シンポジウムの際に行ったアンケートでは、医療観察法の法改正に関して以下の 4 項目に関して改正の必要があるかどうかを、職種・職域の違う対象者集団からそれぞれ意見を収集することを目的とした。

- (a) 責任能力判定を重視する現行体制の維持について
- (b) 六罪種に限定した対象者の選び方をリスク重視の方法に変えることにつ

いて

(c) 矯正施設内の精神障害者の治療を、指定入院医療機関の一部を利用して行うことについて

(d) 都道府県立病院に人員基準の高い重症者病棟を設置し、指定入院医療機関からの長期重症患者の受け入れや鑑定入院に対応することについて

アンケートは参加者 111 名中 66 名から回答が得られ、回収率は 59.5% であった。回答数 66 件のうち回答に不備がみられた 3 件を除く 63 件を分析の対象とし、有効回答率は 95.5% であった。(a) では「維持すべき」49.2% の割合が高く、(b) では「改変すべき」50.8%、(c) では「導入すべき」64.4%、(d) でも「導入すべき」64.4% がそれぞれ高い割合であった。

4) 精神保健判定医に必要な知識等の習得方法に関する研究

平成 21 年度養成研修会でアンケートを実施し回収率は 86.9% であった。有用と答えたものが全体で 57% あり前年度と同様の高水準であった。よく理解できたと回答できたものは 28%、まあまあ理解 64% で合計すると 9 割を超える高水準であった。責任能力鑑定は判定医の 53.8% が経験あり 41.8% は経験なく、よく理解できたと回答した判定医は責任能力鑑定経験ありの 40%、経験なしの 24.2% であり、責任能力鑑定の有無で理解度に差があった。

第 4 回精神保健判定医等事例検討シンポジウムを「裁判員裁判における新しい精神鑑定のあり方」をテーマとして開催し、44 名が回答し 82% が有用と答えた。岡田幸之講師の講演が特に好評で、最高検察庁の提案した鑑定書式を用いたワークショップも好評であった。

5) 医療観察法制度全般に対する法学的視

点からの評価研究

触法精神障害者に特別な制度を設けてこなかった点で、かつての我が国と比較的類似した処遇制度を探ってきていたが、最近になって保安処分制度を導入したフランスの法制度及び精神医療体制などについて、文献調査及び訪問調査を行い、それに基づいて、法的・医学的観点から分析・検討を行った。

①フランスの法状況

重大な他害行為を行った者を含めて、裁判所の命令にはよらない一般精神医療と同様の枠組で行い、触法精神障害者の一部を含む処遇困難者を特別な病棟 *unité pour les malades difficiles (UMD)* で処遇する制度を有している。また、性犯罪を対象に社会内司法追跡が創設され、対象者の GPS 監視も可能となっている。さらに、より効果的な性犯罪者への犯罪抑止措置が求められ、保安処分 *mesure de sûreté* の制度が創設された。

②処遇困難者病棟 (UMD)

フランスの精神医療制度の最も特徴的なものの一つであり、地域精神医療において対応できない状態になった者に、集中的な治療を施し、地域精神医療に戻すための施設である。フランス全土の処遇困難者病棟の病床数は、男性 412 床、女性 40 床となっている。今後さらに 5 病棟が整備される予定になっている。

③矯正施設における精神科医療

今回は、刑務所全体が性犯罪者の処遇に特化している Caen 刑務所を訪問調査した。

6) 司法精神医療に携わる精神保健参与員の育成と確保に関する研究

医療観察法の当初審判や退院許可申立審判での一連の流れやカンファレンスや審判期日で実際に行われている業務内容等について、精神保健参与員の関わりを中心に、

全国的な調査を行った。調査対象 37 都道府県中、実に 36 都道府県 (97.3%) で、当初審判のカンファレンスが開かれているという結果であった。

カンファレンスの内容が充実してきていると感じている社会復帰調整官が 27 都道府県中、21 (77.8%) もいる状況となっており、ただし鑑定医のみ、明らかに参加が少ない現状が明らかになった。

また、審判での医療観察法における医療必要性の判断の基礎となる 3 つの評価軸と医療継続性の評価について、精神保健参与員の現状と問題点などを調査した。精神保健参与員が重要とされた発言は、それぞれ複数回答で「治療反応性」(8.7%)、「疾病性」(33.3%)、「社会復帰要因」(88.4%)、「(通院処遇等における)治療継続性」(40.6%) となつた。

また、退院許可申立審判についても、同様に、全国的なカンファレンスや審判期日の動向を調査し、2008 年から 2009 年にかけて、今まで一部の地域でしか行われていなかつた退院許可申立審判でのカンファレンスや審判期日を行う地域が、急激に増加している現状が確認できた。

D. 考察

1) 司法精神医療に携わる医師の育成と確保に関する研究

精神科医師に対する聞き取り調査からは、精神科臨床に携わる者は、いずれの分野においても多かれ少なかれ司法精神医療に関する問題に関与する機会があり、司法精神医学は一般精神医学の延長線上にあり、両者は完全に乖離しているというわけではないことが考えられた。また、精神医療従事者にとって精神保健福祉法、医療観察法及び関連法規とその運用実態を知り、患者その他の関係者にその内容を説明できることは必須事項である。さらに一般の精神科医

療におけるチーム医療のあり方、関係機関との連携のあり方について学ぶには、司法精神医療が良いモデルとなりうることなどが考えられた。

2) 司法精神医療における行政機関の役割に関する研究

①保健所を中心とした精神保健福祉行政が、必要な精神保健福祉サービスの充実を図り、地域の支援システムを築いていくことが必要である。また、精神保健福祉法による緊急体制の充実を図るとともに、対象者の危機回避の方策も検討していくことが望まれる。

②本研究により、保健所は医療観察制度の趣旨を理解し都道府県単位での統一的な運用制度や法務省作成の冊子を基に地域処遇に当たっている現状を把握できた。

医療観察制度の地域処遇対象者が地域で生活するための、きめ細かな自立支援・医療・福祉サービス提供等は地域の関係機関との協議に基づく処遇実施計画により進められる。

特に医療観察制度の地域処遇において、保健所は対象者の療養や生活の相談指導と地域精神保健活動による援助を担う役割がある。保健所は医療観察制度を新たな重要な地域精神保健事業に位置づけ対象者の社会復帰を推進する必要がある。

3) 医療観察法制度全般に対する医学的視点からの評価研究

(1) 医療観察法改正に向けての意見交換会

法改正が必要な項目を17項目に絞り、町野朔、山上皓の両氏の協力を得て、意見交換会を開催した。そこで挙げられた論点は、平成22年1月に日本精神科病院協会・心神喪失者等医療観察法検討部会で取りまとめ

られ、早急に改正が必要な項目が以下の8項目に集約された。①鑑定入院に関する規定が必要、②鑑定入院医療機関の機能の向上、③検察官の申し立てが速やかに行われること、④通院処遇中の精神保健福祉法入院は国費で賄われること、⑤精神保健観察・地域処遇の枠組みの強化、⑥指定通院医療機関の機能の強化、⑦政府による施行状況を把握する義務、⑧特定医療施設に関する省令の廃止、などである。

4) 精神保健判定医に必要な知識等の習得方法に関する研究

仮想判定事例ケースブックに関しては現在、作成準備段階であり、本年度はひな型と分担研究者所属施設の倫理委員会申請書を提示した。ケースブックの形で公表されれば、判定医・参与員等に必要な知識を幅広く伝えることが可能になり有益であると考えられる。

精神保健判定医等養成研修会におけるアンケート調査では、研修会が有用とする回答が多く、また、参加型の研修を希望する声があったことから、ワークショップの開催にもつながった。

精神保健判定医等事例検討シンポジウムでは、「裁判員裁判における新しい精神鑑定のあり方」をテーマとし、岡田幸之講師の講演・最高検察庁の提案した鑑定書式を用いたワークショップを実施し、いずれも好評であった。また、シンポジウムは法曹界を含めて幅広く参加者を募ることが可能で有用であると考えられた。

5) 医療観察法制度全般に対する法学的視点からの評価研究

フランスにおいては、特に性犯罪者の処遇を中心として、社会の保安を特に重視する傾向が強まっている。従来の制度を変更し、責任無能力者に裁判所命令による措置入院を行うという制度を、保安処分の一

種として導入した背景には、迅速で確実な措置入院を実施し、社会の保安要求を満たすという目的があったと考えられる。

一方、一般精神医療において処遇上特に配慮を要する一群があることは事実であり、この点を検討するに当たって、UMD を含めたフランスの制度の在り方は、重大な示唆を与えると考えられる。

フランスと我が国とでは問題をめぐる社会状況を大きく異にしているが、フランスの取り組みが我が国の将来の在り方の一つの示唆になりうるだろう。

6) 司法精神医療に携わる精神保健参与員の育成と確保に関する研究

大半の当初審判においてカンファレンスが開かれており、また、その内容についても質・量ともに徐々に充実してき傾向を伺うことが出来た。医療観察法施行当初と比較すると、大幅な改善が得られていると考えられた。また、精神保健参与員は、3つの評価軸のうち社会復帰要因に関する発言が重要視されていることが改めて確認された。ただし、カンファレンスの雰囲気などの問題から、自由な発言が難しい場合などもあり、これから的精神保健参与員の育成、研修方法等を考えていくうえで、非常に重要な情報であると考えられた。

また、退院許可申立審判におけるカンファレンスや審判期日を行う地域が、増加しており、今後、医療観察法における退院許可申立審判の重要性の認識の高まりとともに、全国的に波及していく可能性がある。

E. 結論

医療観察法施行後、4年以上が経過し、運用面での問題点あるいは改善点が徐々に明らかとなってきている。そのような現状を踏まえ、医療観察法の運用面での改善を図るために、まずその課題及び問題点の抽

出と把握を行い、基礎的及び実践的観点から検討した。医療内容のみならず、関係諸機関の連携のあり方とそれぞれの役割、司法精神医学を実践する人材の育成、制度の運用状況の把握と分析のための仕組み作り、地域処遇における強制通院制度のあり方等の観点から6つの分担研究によって研究を遂行した。

今年度の主な研究成果は次のようにまとめられる。

- (1) 一般精神科医師に対する聞き取りおよびアンケート調査を実施した。また、Webカンファレンスにより司法精神医学教育について討議する。
- (2) 「司法精神医療における行政機関の役割に関するアンケート調査」の分析、および保健所における地域処遇マニュアルの運用実態の調査を行った。
- (3) 医療観察法改正に向けての意見交換会などを開催し、有益な意見の集約を行った。また、国際シンポジウムにも参加し、アンケート調査も行った。
- (4) 精神保健判定医等養成研修会の実施およびアンケート調査を行い、参加型の研修を希望する声があつたことからワークショップの開催も行った。また、仮想判定事例のひな形の作成にも取り組んでいる。
- (5) フランスの法制度及び精神医療体制につき文献調査及び訪問調査を行い、医療観察法との比較・考察を行った。
- (6) 精神保健参与員の業務実態の調査及びその養成課程や研修方法等の検討を行った。

医療観察法施行5年目における法改正が議論される中、その運用面における実態の把握および改善点の整理・集約は非常に重要な課題であり、さらにその適正な運用を実践する方策を継続的に研究する必要性は極めて高いものと考えられる。特に運用上重要なものとして、司法精神医療に携わる人材の育成が挙げられる。卒前・卒後教育

から、司法精神医療専門医の養成に至るまで一貫した教育・研修プログラムが必要と考えられる。また、一般精神科医が司法精神医学に対して関心を向け、さらに積極的に参加する基盤を整備する必要もあるであろう。また、精神保健判定医の養成も重要な課題であり、参加型のワークショップなどを充実させることは有効であると考えられる。さらに、本法が対象者の社会復帰を目指していることから精神保健参与員の果たす役割も大きく、実態調査および育成を進める必要がある。

法改正の議論の中で、具体的で重要な意見が集約されつつある状況であり、今後さらなる議論と検討がなされる必要があると考えられる。

現在の司法精神医療が取り組むべき課題としては、指定入院医療機関の病床整備による地域格差や病床不足解消に務めること、通院医療の強化により、全地域的な在宅医療展開のためのシステム導入と人員の増強を図ること、各関係者・機関に対する研修システムを強化し、啓発啓蒙を進めるための具体的方策・仕組み作りへの提言を行っていく必要があるなどが考えられる。より具体的には、①卒後教育の改善・充実により、一般精神科医の関心意識を高めること、②精神保健判定医および参与員の研修方法の改善によって、人材の質向上と確保を図ること、③各行政機関の役割を明確にして適切な連携を構築すること、④制度に関する医学的問題点を明らかにし、その質を高めること、⑤学際的な法学研究により、今後の必要な法整備につなげること、などが考えられる。何れにせよ、医療観察法の現状における種々の課題及び問題点をより詳細に抽出し、分析・検討することにより、その運用面での改善を図ることは、日本における司法精神医療の維持・向上にとって不可欠であり、さらには一般精神医療の水

準の向上にもつながるものと考えられる。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表

1. 論文発表

- 1) 医療観察法対象者の地域サポートの将来、臨床精神医学 38(5) 641-645, 2009
- 2) 医療観察法の将来象、精神医学 51(12) : 1144-1145, 2009
- 3) 松原三郎、八木深、村上優、平林直次、土居正典、水留正流、池田太一郎：ニューヨークにおける一般精神医療施策、触法精神障害者医療施策、司法精神医学 5(1)掲載予定
- 4) 八木 深、「精神保健判定医のスキルアップ」、臨床精神医学、第 38 卷第 5 号、679-684、2009.
- 5) 八木 深、「医療観察法指定入院医療機関における治療の現状と課題」、精神科治療学、第 24 卷第 9 号、1049-1056、2009.
- 6) 山本輝之「心神喪失者等医療観察法施行後の課題」公衆衛生 73 卷 6 号 (2009 年) 433-437 頁
- 7) 山本輝之「最高裁平成 19 年 7 月 25 日決定をめぐって」臨床精神医学 38 卷 5 号 (2009 年) 603-606 頁
- 8) 山本輝之「医療観察法と判例の運用状況」刑事法ジャーナル 19 号 (2009 年) 2-10 頁
- 9) 柏本美和「医療観察法における再審の可能性」臨床精神医学 38 卷 5 号 (2009 年) 609-612 頁
- 10) 水留正流「医療観察法と刑事司法」臨床精神医学 38 卷 5 号 (2009 年) 523-528 頁
- 11) 三澤孝夫：精神保健参与員の役割は、いかにるべきか—医療観察法に

における審判制度の変遷と精神保健参与員の役割について- . 臨床精神医学 38 (5) : pp. 687-691, 2009

2. 学会発表

- 1) 指定通院医療機関に対するアンケート調査結果報告. 第5回司法精神医学会, 2009.5.15 群馬
 - 2) 15才で殺人事件を起こした広汎性発達障害の1例. 北陸司法精神医学懇話会 2009.7.11 金沢
 - 3) 医療観察法改正に向けて—地域ケア体制の充実. 国際シンポジウム 2009.10.11 東京

4) 民間精神病院からみた医療觀察法の問題点と法改正への提言, 第37回目
精協精神医学会シンポジウム座長
2009.11.12 香川

- 5) 山本輝之「医療観察法の問題点」
法と精神医療学会第 24 回大会
2009. 12. 5 同志社女子大学

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得 なし
 2. 実用新案登録 なし
 3. その他 特記すべきことなし

分担研究報告

司法精神医療に携わる医師の育成と
確保に関する研究

伊豫 雅臣

千葉大学大学院医学研究院精神医学

平成 21 年度厚生労働科学研究費補助金（こころの健康科学研究事業）
分担研究報告書

司法精神医療に携わる医師の育成と確保に関する研究

研究分担者：伊豫雅臣 千葉大学大学院医学研究院精神医学 教授

研究協力者：

藤崎美久（千葉大学医学部附属病院精神神経科）
椎名明大（千葉大精神科学部附属病院精神神経科）
五十嵐禎人（千葉大学社会精神保健教育研究センター）

研究要旨

本分担研究では、医療観察法制度下の司法精神医学業務への一般精神科医の関心を高め、関与を容易にすることを目的とした制度、システムについての検討を行い、関連学会の専門医制度などとの連携も検討しつつ、卒後教育の具体的方策について検討を加えることを目的とした。初年度である平成 21 年度においては、下記の研究内容を実施した。

まず、一般精神医療を実践している医療機関に対する聞き取り調査を行い、一般精神医療と司法精神医療との相互交流が必要となるような具体的事例の集積を試みた。平成 21 年 1 月末現在、所属や経験の異なる 4 名の精神科医師に対して構造化面接を実施したところであり、その結果から定性的に推論づけられる内容として、精神科臨床に携わる者は多かれ少なかれ司法精神医療に関する問題に関与する機会があること、全精神科医師の概ね 5~10% は司法精神医学を専門領域として研鑽することが望ましいこと、司法精神医学は一般精神医学の延長線上にあり、概念的に完全に乖離しているわけではないこと、精神保健福祉法、医療観察法及び関連法規との運用実態を知り、患者その他の関係者にその内容を説明できることは、すべての精神医療従事者にとって必須であること、チーム医療のあり方、関係機関との連携のあり方について学ぶには、司法精神医療が良いモデルとなりうることが明らかとなった。

次に、平成 18 年度に行った一般精神科医及び精神保健福祉士に対するアンケート調査を再度行い、司法精神医学に対する興味・関心の程度が 3 年間でどのように変化したかを考察することとした。平成 22 年 1 月に全国約 3400 の医療機関等に対し、一般の般精神科医師及び精神保健福祉士を対象としたアンケートを発送した。平成 22 年 1 月末現在、返信待ちの状況であり、当年度中に集計を行う予定である。

さらに、平成 22 年 3 月に、司法精神医学教育に関する WEB カンファレンスを行い、上記の結果を踏まえて、一般精神科医に向けた司法精神医学の研修プログラム策定のための討論を行う予定である。

A. 研究目的

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）が平成17年7月15日に施行された。

医療観察法は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的としている。

本邦においては、これまで他害行為を行った精神障害者に適切な処遇を行うための手続きを定めた特別法が存在せず、諸外国に比して司法精神医学及び司法精神医療の基盤が極めて脆弱であるという問題が指摘されていた。医療観察法制度の施行を以て本邦の司法精神医療の端緒とする意見も多い。

司法精神医療の実践に当たっては、精神医学に関する深い知識及び技術のほか、関連法規に関する認識や、医療者としての高い倫理観などといった特別の素養が一定程度必要となる。しかしながら本邦では全国の大学にも司法精神医学の専門講座がほとんどないといった実態をはじめ、司法精神医療の実務者を育成及び確保していくための基盤整備がまだまだ遅れているのが現状である。

我々は先行研究により、一般精神科医療に従事する医師及び精神保健福祉士の多くが司法精神医学に興味関心を抱いているものの、その実践には消極的でという実態を明らかにした。同時に、彼らの多くは司法精神医学に関する研修会に対するニードを有していることも示唆された。

これらの現状を踏まえ、我々は本分担研究において、司法精神医療に携わる精神科医師の育成と確保にかかる具体的な課題を明らかにするとともに、その課題を解決するための方策を示すことを目的として研究を行うことにした。

初年度である本年度においては、一般精神科医師における司法精神医学に対する関心及び取り組みの実態を明らかにすること、精神医療従事者が司法精神医学を学ぶことの効能と必要性を明らかにすること、司法精神医学教育について指導的立場にある者による相互討論を通じて総論的理解を深めることを試みる。

B. 研究方法

今年度の研究方法は下記の3通りに大別される。

(1) 一般精神科医師に対する聞き取り調査

前述のように本邦においては司法精神医学の概念自体が希薄であったため、本来司法精神医療に該当する実務を担当している者の多くは一般精神科医師であったといえる。このため、一般精神科医師の第一線で実務をこなしている医師に対して詳細な聞き取り調査を行い、彼らの業務において司法精神医学の知識や技術がどのように用いられているかを抽出することにより、一般精神科医師にとってどの程度司法精神医学の知識及び技術が必要であるのかを明確化することが可能となるものと考えられた。

聞き取り調査の対象として、精神科医療に積極的に従事しており、結果として司法精神医療に関与する機会も多いと思われるような医療機関を計5~6箇所選定し、施設内で中核的な役割を担っている精神科医師（以下「調

査協力者」という。)に対して聞き取りを行うこととした。調査は対面により行い、あらかじめ規定した聞き取り項目を用いた構造化面接と、フリーディスカッションにより構成される。聞き取り調査の所要時間は調査協力者1名につき約2時間である。調査に先立ち、調査協力者に対して本研究の目的及び予想される効果等について文書による説明を行い、調査への協力は任意であること、調査協力者の個人情報が外部に洩れることのないようにすることを確認のうえ、署名による同意を取得した。

(2) 一般精神科医等に対するアンケート調査
我々は先行研究において一般精神科医師及び精神保健福祉士に対する全国規模のアンケート調査を行い、その結果を報告している。この調査を概括すると、多くの精神科医師は司法精神医学に興味関心を抱いているものの、その実務に携わることに対しては消極的である一方、研修会などにおいて司法精神医学の知識を深めることに対するニードは一定程度存在する、というものであった。

この調査は医療観察法施行後間もない平成18年度に行われたものであり、調査対象の中には医療観察法及び関連制度に関する知識に相当のばらつきがあることが示されていた。その後、法施行後4年を経て制度改革の議論も行われるようになった現在では、一般精神科医師の認識もかなり様変わりした可能性がある。このため、本年度において前述のアンケートの再調査を行い、司法精神医学が精神医療従事者に対してどの程度啓発されたのかを明らかにすることとした。

アンケート調査の様式は後掲の通りで、原則として先行研究のそれを踏襲した。調査対象は全国の精神科医師及び精神保健福祉士で

ある。調査は郵送により行い、全国の精神科病院、精神科を標榜する診療所等、計約3400施設に発送した。調査内容は後述の通り、刑事精神鑑定・措置診察の経験件数、医療観察法の知識、医療観察法鑑定経験件数、司法精神医学への興味関心等を含んでいる。

(3) 司法精神医学教育に関するWEBカンファレンス

上記の聞き取り調査及びアンケート調査を踏まえて、今後の司法精神医学教育のあり方について、本邦において指導的立場にある精神科医師間の相互交流を行い、一般精神科医師が学ぶ必要のある司法精神医学的事項の整理を行うこととした。相互交流の方法として、我々が先行研究においてその実用性を検証済であるインターネット回線を用いたWEBカンファレンスを選択した。参加施設は千葉大学社会精神保健教育研究センター及び北海道大学を中心に複数の大学病院及び精神科病院等との調整を行い決定する。カンファレンス当日においては、討論のテーマとして、上記研究結果を提示して批判的吟味を行うとともに、一般精神科医に必要な司法精神医学の知識及び技術を効率的に学習するための研修会(司法精神保健研修会と仮称する)のプログラムの策定を行うこととしている。

(倫理面への配慮)

本研究においては、「司法精神医学教育研究」と称して千葉大学大学院医学研究院に対し研究計画の概要及び調査研究に関する説明文書等の参考資料を提示のうえ、同院の倫理委員会の審査を受け、承認を得たものである。

なお、本研究の内容には患者の個人情報を収集すること又は患者に直接的な介入を行うことは含まれていないため、GCP又はヘルシ

ンキ宣言に抵触することはない。

C. 研究結果

(1) 一般精神科医師に対する聞き取り調査

平成22年1月末現在、4施設の医師に対する聞き取り調査を終了し、今後1施設程度をさらに予定している。調査対象となった施設の属性は、公立精神科病院、民間精神科病院、行政機関などであり、調査協力者は平均年齢59歳でほぼ30年以上の精神科臨床経験を有しており、全員が精神保健指定医資格を有していた。専門領域は、一般精神医学、社会精神医学、精神病理、司法精神医学、アルコール及び薬物依存など、多岐にわたっていた。全員が措置診察の経験を有していたが、責任能力鑑定や民事鑑定の経験については各々異なっていた。

司法精神医学に関して印象深い経験としては、古くは保安処分闘争での経験から、担当患者が実父に殺害されたという事件、かつての被鑑定人が数年後に医療上の助言を求めて電話連絡してきたことなどが語られた。

司法精神鑑定業務に関しては、措置診察や医療観察法鑑定における診断精度や鑑定手法に関するばらつきが指摘された。また起訴前簡易鑑定においては、供述調書と被疑者の鑑定時点での陳述に齟齬があり判断に難渋した経験を語る調査協力者もいた。

自らが重大な犯罪に巻き込まれた経験を有すると回答した調査協力者はいなかった。他方、日常臨床の中で、暴力的な患者に対応して受傷したり、患者から脅迫まがいの要求をされたり、また担当患者の起こした他害事件について警察等から情報提供を求められたりといった経験は全員が有していた。その際、従前は事件が起きても病院内で処理していた

が、近年では犯罪性に対してより厳重に対処し当局に届け出る方針へと変わりつつあるとの発言があった。

調査協力者全員が、司法精神医学に関して関係者から何らかの見解や助言を求められた経験を有していると回答した。

関係機関との連携については、様々な取り組みが聞かれた。検察との連携では、現場を知らない検察官からの質問に対して一般論的ご回答を行うことにより、検察官が精神障害への理解を深め、より良好な相互協力を得たとする回答があった。警察との連携については、捜査事項照会に対しては原則として書面で応じるもの、担当患者に関しては警察に対して協力的に接するよう心がけている一方、24条通報の是非については警察の判断に委ねるという意見があった。他方、診察即入院との誤解を持っていたり、医療観察法に関する知識を欠いていたりする警察官に対し、教育的配慮の必要性を指摘する声もあった。

裁判所との連携の経験は稀であったが、招かれて講義をしたとの回答があった。

公判鑑定は起訴前鑑定よりも側副情報の幅が狭いため鑑定の初学者には推奨しないとする意見があった。医療観察法の審判に当たっては処遇ごとに複数回のカンファレンスを行うように働きかけるべきとの意見が多かった。

保護観察所との連携については調査協力者により経験の差異が大きかった。医療観察法に関する連絡協議会を行っているとの意見があつたが、地方行政との役割分担や情報共有のあり方を模索しているという意見があつた。

保健所とのれん会については、措置診察の要請に対して極力応じているが、精神保健指定医による措置鑑定の質にばらつきがあるとの意見があつた。

弁護士との連携においては、将来的に質の低い鑑定を排除するために弁護士に対して精神障害に関する理解を深めるための勉強会を行っているとの意見があった。

司法精神医学という言葉に対して抱いていたイメージについては、従来の「怖い」「硬い」というイメージから、次第に一般精神科臨床との接近が図られつつあるとする見解が多く聞かれた。その誘因として、医療観察法の成立により、他害行為を行った精神障害者の処遇のあり方について、複数の専門領域の関係者がオープンな議論をする土台が整ってきたことが挙げられた。司法精神医療の実務としてはリスクアセスメントを抜きに語れないとする意見もあった。

精神医学用語の難解さの問題については、説明困難な用語があるとする意見と、さほど説明に苦慮することはないという意見とに二分された。

司法精神医学の専門家は精神科医師のどの程度の割合で必要と考えられるかについては、調査協力者ごとに見解が分かれた。スペシャリストと称する者は全国で20~30名ほどで足り、裾野を広げるべきだとする意見から、最低でも10%程度は司法精神医学の専門家を名乗れるようにすることが必要とする意見があった。

一般精神科医師が修得すべき司法精神医学の知識・技術の具体的な内容については、責任能力や医療観察法治療必要性に関する包括的理解のほか、措置鑑定や精神医療審査会の審査委員といった実務経験を従事する声がある一方で、精神医療関係の法律に関する深い理解を求める意見もあった。別の視点としては、他者の評価に耐えうる医療を行うことや、チーム医療をまとめ上げることといったリーダ

ーシップに言及する声もあった。さらに、民事鑑定を忌避する精神科医が多い現在では法廷におけるノウハウを教えることも重要ではないかとする意見もあった。

精神科以外を専門とする医師が修得しておくべき知識・技術については、精神医療の特殊性に関する一般的な知識や、刑法39条などの一般常識、精神障害が病気であるという認識など、基本的な素養を上げる声が多かった。

医師以外の精神医療従事者が修得すべき知識・技術としては、精神医療関係法規の枠組みと処遇との関係をよく知っていて患者に説明できることが重要とする意見が複数あった。

暴力への対応としては、CVPPPなどの専門プログラムの重要性を指摘する声がある一方で、行動観察のための人員が足りなければ患者に対する物理的な行動制限を強化せざるを得ないとする現実論的意見もあった。また、以前に比べて、暴力事件があれば院内でも警察に届けるという風潮に変わってきたとする見解もうかがわれた。

上記のように、構造化面接を用いた聞き取り調査により、種々の所見が得られた。今後さらに調査対象を増やし、定性的解析を拡充させる予定である。

(2) 一般精神科医等に対するアンケート調査
アンケートは平成22年1月中旬に発送された。平成22年1月末現在、回答待ちの状況であり、平成21年度中に集計及び解析を終え、平成18年度の先行研究における調査結果との比較検討を行う予定である。

(3) 司法精神医学教育に関するWEBカンファレンス

WEBカンファレンスは平成22年3月に予定されている。そこで本研究の成果の一部を報告し、その検証を行うとともに、一般精神科

医師にとって必要な司法精神医学の知識及び技術をまとめ、司法精神保健研修会のプログラム策定に寄与することとしている。

D. 考察

精神科医師に対する聞き取り調査で得られた所見を定性的に解析した結果、現時点において下記の事実が概ね明らかになったものと考えられる。

1. 精神科臨床に携わる者は、いずれの分野においても多かれ少なかれ司法精神医療に関する問題に関与する機会がある。

このことについては、調査協力者の全員が、司法精神医学に関するイメージや経験を問われた際に、自らの臨床経験に照らして様々な印象を語るとともに、司法精神医学を専門と考えていない時分であっても司法精神医学的な判断を迫られることや、関連領域の連携や分担に関して苦慮した経験があると回答したことから、明らかになったものである。

2. 司法精神医学は一般精神医学の延長線上にあり、両者は完全に乖離しているというわけではない。

このことについては、従来一般精神医学とはかなり異なる概念として認識されていた司法精神医学が、医療観察法の施行を契機に臨床場面に急接近してきたという事実に裏付けられている。

3. 精神保健福祉法、医療観察法及び関連法規とその運用実態を知り、患者その他の関係者にその内容を説明できることは、すべての精神医療従事者にとって必須である。

調査協力者においては、その全員が、関連機関との連携を構築するに当たり、精神医療関連法規の運用実態を熟知し、精神医学概念

を他の関係者に的確に説明することの重要性を強調していた。このことは、先に述べた司法精神医学と一般精神医学の接近という風潮と大いに関連していると思われる。

4. チーム医療のあり方、関係機関との連携のあり方について学ぶには、司法精神医療が良いモデルとなりうる。

このことは、主に司法精神医療を実践している調査協力者が強調していたことである。司法精神医療という分野を通じて、未来の精神医療のあり方を模索することは、将来の精神医療の底上げに寄与すべしという医療観察法の理念にも沿ったものであると言えよう。

最後に、全精神科医師の概ね 5~10%は司法精神医学を専門領域として研鑽することが望ましいと考えられる。ただし、司法精神医学の裾野を広げることと、専門分野としての確立を目指すことのいずれを重視するかについては意見が分かれていた。

E. 結論

本年度の研究においては、一般精神科医療を積極的に実践している医療機関の精神科医師に対する聞き取り調査と、一般精神科医師及び精神保健福祉士に対する全国規模のアンケート調査を通じて、一般精神科医師が修得すべき司法精神医学的知識及び技術の明確化を試みた。これらの結果に基づき、WEB カンファレンスでの討論も踏まえて、一般精神科医師に必要な司法精神医学の修得のための司法精神保健研修会のプログラムを今後策定する。

なお、次年度においては上記司法精神保健研修会の試行を予定している。